

桶川市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

(平成25年5月30日市長決裁)

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づく自殺対策を総合的に推進するため、桶川市自殺予防対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議、検討等を行う。

- (1) 自殺予防対策に関する事務の情報交換及び相互連携に関すること。
- (2) 自殺予防対策の諸施策の調整、検討及び推進に関すること。
- (3) その他自殺予防対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる課の長をもって組織する。

- 2 連絡会議に座長を置き、健康増進課長の職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、連絡会議の会務を総理し、連絡会議を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 連絡会議は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項

は、座長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

自殺予防対策庁内連絡会議構成課

市長部局	秘書広報課 企画調整課 収税課 人権・男女共同参画課 職員課 自治振興課 安心安全課 産業観光課 社会福祉課 障害福祉課 こども未来課 子ども発達相談支援センター 保育課 高齢介護課 保険年金課 健康増進課
教育委員会	学校支援課 生涯学習・スポーツ推進課